

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和5年7月31日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課

標記につきましては、令和5年6月9日から令和5年7月8日まで御意見を募集したところ、7件の御意見をいただき、うち1件は本件に関する御意見、残り6件は本件とは関係のない御意見でした。

お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表しておりますので御了承下さい。

また、以下に取り上げていない御意見につきましても、今後の職務の参考とさせていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

【第3 ホームレス自立支援施策の推進 関係】

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>本意見募集は「行政手続法に基づく手続」として行われているが、定めようとする「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」は、どのような意味で行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に該当するのか。 (一見すると、処分の要件を定める告示であるとも、審査基準・処分基準・行政指導指針であるとも見えない。)</p>	<p>当該基本方針は、法第2条第8号に基づく命令等には該当しません。 行政手続法第39条において、命令等制定機関が法第2条第8号に基づく命令等を定めようとするときは、意見公募手続を実施することとされていますが、命令等に該当しないものについても、任意でパブコメを行うことは妨げられていません。 本基本方針の策定に当たっても、行政運営のさらなる公正の確保を図る観点等から、行政手続法に規定される手続に準じて意見公募手続を実施し、広く一般の意見を求めることとしています。</p>